

第10回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成24年4月26日(木) 18:30~20:30

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、金副委員長、加藤委員、今委員、柴田委員、中山委員

事務局：企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画調整担当主事

審議：住民投票条例について

委員長 資料の議事次第に沿って、議論に入りたい。前回の論点について確認をしたい。事務局でまとめた資料について、委員の皆さんから、ご意見等あれば伺いたい。前回の論点について、事務局より説明をお願いしたい。

事務局 (資料にもとづき、前回の論点について説明)

委員長 ご質問等あれば、伺いたい。これで確定ではないので、再確認の意味でご質問いただければ有難い。

委員 議論してきて中途半端な部分がある。過去にやったからといって、そこについてはもう議論は終わりということではなく、また改めて議論し、方向性を定めていくという事でもいいか。

委員長 もちろん、行きつ戻りつ、確認し合いながら方向性を決めていくということになる。議論の最中ではあるが、委員の皆さんの要望があれば、ここで市長自身が住民投票条例についてどのようなイメージを持っているのか聴いてもいいのではと思う。この委員会ですべて固めていくべきか、または市長の考え方を前提として進めていくべきか、実際のところ迷っている。

事務局は、決めてもらった方がやりやすいか。

事務局 市長が市長立候補時に常設型の住民投票条例を公約の中に盛り込んでいる経緯の中で、第1回の委員会の際に市長から要請があったかと思う。しかし、市長を支持している方がすべての公約について承認したということではないと考えている。本委員会では論点ごとに出た意見を積み重ねていく中で、最終的には、多摩市に常設型の住民投票条例が必要かどうか、または自治基本条例の中で規定されているもので十分なのかも含め、検討いただきたいと考えている。

委員 これまで多摩市に必要なという前提があって市長が公約したと考えていた。今の話だと、市民がいらないということであれば作らなくてもよいという意味に聞こえる。市長の考えとイメージが一致していないのではないか。そこを明確にしてもらいたい。

事務局 ここでは、あくまでも自治推進委員会の意見として必要かどうかをご検討いただきたいということである。この時点では行政が方向性も含めてリードする立場にはないと考える。

委員長 自治推進委員会の中で、住民投票条例が多摩市の自治を推進する中で必要なツールであるという合意があって、次に年齢などの各論に入るものではないか。最初は、具体的な議論をしながら、委員の皆さんの意見を固めていけばよいと考えていたが、前提条件の多摩市として必要でないということであれば、ここで住民投票条例については打ち切るということもあっていいのではと考える。

- 委員 我々の立場からすると、条例をつくる必要性があつて議論していると考えてしまう。必要として議論しているのであつて、議論だけすればいいというのは違うと考える。
- 事務局 1月から議論している中では、委員長からも資料をいただきながら、まず常設型の住民投票条例が必要かどうかを決めていこうとしたが、なかなか決まらなかった。そこで、2月の第8回の委員会の中で、個別の論点について議論しながら必要かどうかを決めるということで進んできたと認識している。もし方向性を変えるのであれば、ぜひご議論いただきたい。
- 委員長 各論に入ってきたので、議論が進むと常設型ありきで結論が出てしまうのではないか。ここが中間点なので、このまま議論を進めるか、やり方を考え直すか、または市長と意見交換するか。なぜかという、出した答申が駄目だと判断されることがあったとすると、財政が厳しい中、報酬を出してもらってまで議論する必要があるのかと考えてしまう。
- 委員 市長の意向に沿うのではなく、一つの市民の意見として出すのは無駄ではないと考える。必要になったからといって、急には作れないものだから、今から考えておくことが重要ではないか。
- 委員 私の意見として、常設型は作らなくてもいいという考えに変わりはない。自治基本条例がある中で、諮問型でしかない住民投票条例を、あえてこんなに議論してまで作らなくてもよいのではと考えてしまう。しかし、私も市長の意見は直接聞きたいと思っている。また、住民投票条例だけを個別に考えるのではなく、違う意見の市民同士が話をする場をどう作るかというのを考えるのであるならば、議論すること自体は有益だと考えている。
- 委員 事務局が言っている自治推進委員会の役目は理解している。しかし、一生懸命意見を出しているからには、前向きにとらえてもらいたいという気持ちもある。その中では、市長の意見を聴くというのも必要である。答申として出すのはいいが、一体感があつて物事を進める何かがあればいいなと思っている。
- 委員 今まで参加して、住民投票条例について色々知ることができて勉強になった。住民投票条例が必要であるという前提で、具体的なことを決めるのはいいが、この段階で16歳とか具体的なことを決めても、しょうがないという感じもする。技術的な方へばかり話が行ってしまつて、事務局から求められているような内容と違つてきてしまい、そのあたりが難しい。
- 副委員長 個人的に市長の思いを聴いてみたい。市長の立場としてだけでなく、一市民としての思いも聴きたい。しかし、それに縛られることなく、自治推進委員会の立場として結論を出すことに変わりはない。個別の論点に入ってしまうと、どこへ向かっているのかわからなくなるということもあるので、市長の意見を聴いてみるのはいいと思う。
- 委員長 今回は、必要と思つて各委員に一通り意見を聴いてみたが、具体的にはスケジュール通りに議論をしていくということにしたい。その中で方向性に疑問等があつたら言つていただきたい。少々時間を割いてしまつたが、本日の本題に入りたい。論点は、投票資格者、発議資格、実施区域の三点についてである。まずは、事務局から説明をお願いしたい。
- 事務局 説明の前に、誤解を招きたくないのので申し上げるが、事務局としても市長の意見を聴く

のは反対ではない。市民としての市長の意見を聞くことについては、委員会として要望があれば、日程調整する。事務局としてトップダウンで決めてもらった方がやりやすいかという委員長からの問いかけがあったので、それは違うということを誤解ないように申し上げる。例えば、委員会の結論として住民投票条例はいらないという答申もありえると考えている。

委員長 私 の 言 い 方 が 悪 か っ た か も し れ ない。自治推進委員会として投げかけられているからには、我々として最善を尽くして答申をあげる。その中でご不満な点等あれば言っていただきたい。それでは、また事務局に戻して、審議ポイントを説明していただきたい。

事務局 その前に、先程技術論的な話になるという意見があったので、もし本日の話の運びの中で、そもそもの原点に立ち返って議論したいということであれば、そうしていただいても構わない。

委員長 そういう提案もあるが、どうするか

委員 やはり論点を挙げてもらった方が議論しやすい。

副委員 この流れで、住民投票に必要な各項目ごとに考えた方がよいと思う。そうしないと、また堂々巡りになってしまう。

事務局 では、説明させていただく。

まず、投票資格の要件についてであるが、年齢、国籍、市内在住条件等について、公職選挙法の規定と合わせるのか、拡大するのか判断する必要がある。公職選挙法では、満20歳以上に選挙権があるが、既に条例を制定している27市の中には16歳以上や、18歳以上を資格者としている市がある。年齢を拡大するのか、拡大する場合には、何歳からとするのか検討が必要である。また、外国人についても、拡大するのかという検討と、拡大するとしたら、永住資格の無い外国人を資格者とするのか検討が必要となる。市内在住条件については、公職選挙法では、市長選挙及び市議会議員選挙の場合、引き続き3ヶ月以上その市に住所のある者となっているが、それと同じく市内在住条件を設けるのか検討が必要である。先行3市の要件を載せているので、参考にさせていただきたい。

委員長 年齢については、16歳以上と、18歳以上、20歳以上の三パターンがある。それぞれメリットとデメリットがあると思うが、委員のみなさんはどうか。

委員 すごく迷った。個人差があるので、一概に言うのは難しい。

委員長 どこかで線引きしなければならないということだとは思いますが。

委員 今までどおり、20歳にすれば選挙事務の作業も簡単でやりやすい。18歳ということになれば、多摩市には大学生が多くいるので作業が難しくなるかと考える。できれば20歳でいいかなと思う。

委員 おっしゃるとおり、公職選挙法に合わせると、余分なお金はかからない。世界的には18歳以上が大人と考えるのが大半で、その中では18歳以上が妥当と考える。個人差が大きいとおっしゃったが、18歳以上でも20歳以上でも同じではないか。特に若者の政治離れが進んでいる中では、きちんと論点を学習していくことが担保されるのであれば、自分の意見がどう反映されていくのかを学んでいける良い機会になる。多摩市は大学生が多く大変かとは思いますが、都内の大学であれば自宅から通っている大学生も多くいるのではないか。

委員 20歳が妥当だと考える。18歳にする理由は何かを考えなければならない。川崎市が18

歳以上にするとしたのは、若者の政治に対する関心が低いので、関心を高める効果を期待してということだった。しかし、それは違うと思う。投票率は20歳代が一番低い。また、18歳になると社会に出て納税者になるから投票権があるという考え方もあるが、これだけで決めるのは反対である。私が20歳以上と考える理由は、自分の人生を考えてみた時に、20歳を境に、社会活動に参加する責任や判断力がついてきたように感じるからである。国政選挙や、飲酒・喫煙、裁判員制度も20歳以上であるし、歴史的に見ても根拠のあることで、20歳を基準にした方が賢明だと思う。

委員 色々な基準の中で20歳以上になっているので、20歳で大人という感覚がある。年齢としては20歳が良いと思う。わかりやすいものもある。しかし地域のことであるから、反映はされなくとも学校単位で同じようなことをやってみるのもいいのではないかと思った。住んでいる街について議論するのに、子どもだから関係ないというのはもったいない。親と子どもで話をし、家族間での話し合いの結果を投票するというのもあるのではないか。子どもとか学校ともつながりが出来れば、もっといいと思う。

副委員長 地域に関わる重要な問題は若者にも考えてほしい。年齢を下げてほしいと思う。以前児童相談所のことを調べたときに、児童相談所に関わる施設は18歳になると出ないといけないことになっている。ということは、18歳になると自立するということが社会的にも法律的にもあるのではないか。公職選挙法において、20歳に設定されている根拠を調べる必要もある。

委員長 ひと通り聴くと、20歳でいいのかと思う。先行市においても、年齢要件に対する理屈付けがあると思うので、事務局から紹介いただければと思う。

事務局 まず、野田市の理由としては、年齢を拡大すると、国や地方選挙など同日実施をした場合、投票所には投票権の無いものは立ち入れないため別に投票所を設ける必要があり、コストの観点から20歳としている面がある。一方、川崎市では、「川崎市自治基本条例」第31条において、18歳以上は住民に含まれるべきものと解釈されている。また、高校生との意見交換で、高校生活に影響を及ぼす事案については、高校生にも投票資格が付与されるべきとの高校生側からの意見があった。しかし、事案ごとに年齢を分けるのは難しいため、対象事案に関わらず一律としたようである。「子どもの権利に関する条例」29条において、子どもが意見を表明する機会を確保する必要性が謳われている。この点からも、20歳未満を除外する理由がないとしている。

委員長 町村合併であれば16歳として広く意見を聴くとしている。それだとマスコミも取り上げてパフォーマンスにもなる。20歳以上とすれば、他の選挙と一緒に連れてコストパフォーマンスの観点からはいいと思うが、緊急を要する事案については、選挙に合わせる必要はない。国際社会の中では、18歳以上を大人とする動きがあり、日本もそういった動きがある。しかし、委員会としては、20歳が妥当という意見が多数ということで異議はないか。

委員 条件付きとまでは言わないが、18歳からでも可能というのはどうか。子どもに関する事案については、18歳以上にしたい。

委員長 事案ごとに年齢要件を変えるということか。

委員 大変だとは思いますが、住民投票をするくらい大変な事案があるのであれば、そのくらいは致し方ないと思う。

副委員長 コストや手続きの観点から年齢を決めるのではなく、住民投票条例の意義という観点から考えた方が良いと思う。

委員 常識的な判断が出来るかどうかが必要である。海外はどんどん年齢を下げているが、海外と日本を比べた場合、教育に問題があると思うが、人格的には海外の方がしっかりしている。経験からも、日本ではまだ 18 歳は大人ではないと思う。

委員 色々な事件があつて、刑法でも、年齢を 18 歳に引き下げるとの話がでてくる。

委員 昔の 18 歳は大人であったが、今は違う。一概には言えないが。

委員 自らの身に起きる問題であれば、10 代でもしっかり考えて行動すると思う。きっちり切るのではなく、ゆとりというか、幅を持たせて決められたら良いと思う。

委員 権利を行使するという事は、住民としての責任もついてくるのだから、人格性が必要となる。この人は大人、この人は子どもと個人で色分けは出来ないから、相対的に考えて 20 歳が妥当と思う。

副委員長 先程、今委員がおっしゃった海外に比べて日本人がしっかりしていないというのがあったが、私は日本の若者たちの方がしっかりしているように感じる。

委員長 条例を作るときに、案件ごとに年齢を変えるというのは煩雑になる。だからといって便宜主義的に 20 歳にする必要はなく、本来の意味で必要があればお金がかかっても年齢を下げるべきである。

委員 年齢を下げるということで、新しい試みをしたという考え方はしない方が良い。18 歳でも色々考えはあるはずなので、可能性の場を別で与えるのは良いと思う。

委員 通常の選挙とは目的が違うので、20 歳にこだわる必要はなく、年齢を変えるのは良いと思う。

委員 選挙は人を選ぶ、住民投票条例は物事を決めるという違いがあるということだが、物事を決める方が重要だと私は思う。大人の判断があつてほしい。

委員 住民投票条例で扱うのは住民に密接に関わる議論なわけだから、中間層の 10 代にも自分たちの生活の問題として考えてもらいたい。

委員 未成年が参加すべき案件も出てくると思うが、すべてに当てはめると無理が出てくるため、ある程度の線引きは必要である。

委員 最初はそう思ったが、多摩市に住んでいるという自覚を持たせる意味でも、ちゃんと参加できる仕組みを作っておきたい。

委員 極端だが、家族単位で考えるという発想もある。

委員 それは難しい。夫婦でも考えが違うこともある。

委員長 色々な意見があるが、副委員長がおっしゃったように、多摩市にとっての自治推進に資する観点で意見が出てくれば良い。コストパフォーマンスもその一つ。持ってても使えなければ意味がないので、条例は活用できるような形で作って置く事が大切だと思う。最終的には、多数意見で決めるのではなく、少数意見も取り入れた要論併記の答申もありえる。この議論は延々続きそうなので、間をおいてまた議論したい。次の論点へ移りたいと思う。

事務局 次に、外国人についてであるが、現在選挙権は日本国民のみとなっているが、外国人にも拡大するのか、拡大する場合、永住資格の無い外国人を資格者とするかどうか検討が必要である。先行市では、外国人を含むが 15 市で、含まないが 12 市となっている。

委員長 含まない 12 市は、どうして含まないとしているのか。

事務局 単純に選挙権をもっているかどうかで判断しているからと思われる。

委員長 年齢要件 20 歳以上も 12 市だし、外国人を含まないも 12 市ということは、どちらも公職選挙法に合わせているから同数になっているようだ。

副委員長 今後人口減少が進む中で、外国人が相対的に増えてくる。私も 12 年住んでいて故郷という感覚があり、個人的には外国人に拡大するのは賛成である。しかし、永住資格がないと留まる意志があるかわからない。一票で重要なことが決まってしまうのだから、永住したいという意志がある人に限るのも必要だと考える。

委員長 永住資格とするか何年以上住んでいるかにするかはあるが、通過者でない方が良いのは確かである。

委員 非常に難しい問題である。アイデンティティは、国籍があるかどうかだと思う。国籍があるということは、そこに先祖や家族があり、何かあった時にはその国に帰って行ってしまうのではないかと感じる。

委員 民主党は永住外国人にも参政権を認めようという動きがあるのでは。

委員長 議員の中にも色々な意見があって、実際には進んでいないようだ。私たちも国内でどこへ転居するかわからないが、住んでいる自治体で投票する。同じように地域に住んでいるのであれば、外国人にも地域のことに一定の権利と義務はあると思う。それに、外国人を排除するような問題があるのか。私の主観的な意見で裏付けはないが、外国人が投票できないような案件があるとすれば、最初から住民投票にはなじまないのだから、除外条項に入ってくるはずではないかと考える。

委員 個人的に、参政権とは別であるので一定の条件を満たしてあれば賛成である。しかし、他の市を見てもそうだが、年齢要件で 20 歳以上となれば、投票にかかるコストの面も含めて考えると、含まないということもあると思う。

委員長 選挙と同時実施の場合、要件を拡大すると、選挙と別に行わなければならないこともあるから、公職選挙法に沿って 20 歳以上とするならば、それに合わせて外国人を含まないとするということか。

委員 本来、そのような手間ひまで考えるものではないと思う。我孫子市でも外国人を認めているように、先行市でも認めているところは多い。私が危惧するのは、権利を主張すると、次の権利へと進むことがある。地方で認められたら、次は国政へと。

委員長 危惧があるという考えも受け入れる。これも再度皆さんでよく考えていきたい。3 つ目の論点へ行きたい。

事務局 最後に、市内在住条件についてであるが、先行市でも多くが 3 ヶ月以上住所を有するとなっている。「その他」というところも表現はその他としているが、実際には公職選挙法と合わせているので、ほとんどが 3 ヶ月以上となっている。

委員長 転入日から資格が発生するという意見もあるようだが、投票資格を得るために、選挙の時だけ転入が増えるという話もあるらしい。常識的な判断で 3 ヶ月となっているのかと思う。もし異議があれば言っていただきたい。在住条件については、異議がないようである。参考資料として、多摩市自治基本条例に定める「市民」や「発議権」が載っているので、各自ご覧いただきたい。

事務局 論点 4 として発議資格についてであるが、誰に発議する資格があるのかということだが、

投票資格者同様、年齢、外国人、市内在住条件等について検討する必要がある。なお、発議（請求）者については、先行市を見ると、「市民」が6市、「市長・議会・市民」が20市、「市長・市民」が1市となっている。

委員長 発議資格と投票者はリンクする。発議した人が投票できないという矛盾はないと考える。なお書きの発議（請求）者については、私は自治基本条例との整合性をとった方がいいと思う。

委員 私も自治基本条例の流れに沿ってやった方がよい。

委員長 これについては、先程議論した論点が整理されれば、それに伴って変わってくることもあるので、ここで議論しても生産性がないので、次へ進みたい。

事務局 最後は、実施区域であるが、対象事項が一定の地域に限定されるような事項である場合、地域に限った住民投票を行うかどうかについて検討をいただきたい。ただし、多摩市は市域が広いわけではないため、投票に係るコストの面も含めて区域を分ける必要があるかご審議いただきたい。

委員長 地域に限るという争点はどんなものがあるか。こういうことだと地域限定型という事務局側の争点があれば伺いたい。

事務局 隣接する川崎市では区という区分けがあるが、もし多摩市として地域を分けるとすると、例えば貝取、関戸という字で切るということになると思う。果たしてそれが必要であるのかというのが一つの論点になる。また、市町村合併などがあれば、自治区を設定できるようになるので、実施区域を分ける必要が出てくると思う。

委員長 川崎市は政令指定都市で規模が違う。合併して市域が広がり、違った生活圏・文化圏が合わさった時には、旧自治体で投票する必要も出てくるかと思う。事務局が言ったように永山、貝取という字で区切るか、あり得るかわからないがもう少し広くして既存地区、ニュータウン地区とかで区切るか。娯楽施設や文化施設は広域でもいいが、ごみ処理施設や斎場、霊園などの迷惑施設と言われるものについては地域完結型にした方が良く思うので、その際はその地域住民の意向が大切だと考える。多摩市の計画として今後あり得るのであれば、想定しておく必要があると思うが、実際あるのか。

事務局 前回も中山議員から質問をいただいたが、住民投票を実施するとしたらどんなものがあるかという話では、例えば市役所の移転という話があったとしても地域を分ける必要はないと思う。迷惑施設といわれる施設を設置することになれば、市境の住民にも関わってくる。請願や陳情といった意見を表明する機会がある中で、今のところ字で切るという案件は思い当たらない。

委員長 私もそれが普通の意見だと思う。

事務局 ごみ処理施設等についても、実際は近隣も確実に組み込まれるようになっているので、区域を分けてあえて住民投票をするというのは、屋上屋であると考えます。

委員 考え方として、地域の問題を地域の人々が投票で決めるのがあってもよいと思う。最近あった事例として、連光寺の公園辺りの用地を購入するにあたって議会で揉めた。地域のことを考えるか、市の財政を考えるかの問題だったと思う。こういった問題の解決方法として、地域で投票して決めるというのは、将来的にあり得ると思うし、ユニークだと思う。

事務局 その点について補足をさせていただきたい。公園用地については、地区計画として地域

の住民の方々に事前に話し合った結果により、最終的な都市計画を立てた。地域住民の合意で決まった計画が、色々な問題で棚上げになっていたのが、また今回どうするかという話になっている。地域の人が決めたというのが前提になったために、それを尊重しなければいけないのではないかということになっている。

委員 私はただ、そういった前提がない状態で、問題が発生したときの例として挙げただけである。

副委員長 市の権限があるものについては、地域住民の合意形成ができる地区計画のようなものでもよいが、例えば迷惑施設などでは産業廃棄物や原子力廃棄物などの問題も出てくるので、こういった市の権限を越えるような問題が起きたときは、住民投票を行った方がよいと考える。迷惑施設の建設は、その負担が特定の地域や住民に限定されがちであるため、利害関係が強くなることも多く、住民投票をした後はまちが分裂する場合もあって、結局住民投票をしなかった方がよいと思われることもある。

委員長 住民投票をかける場合には発議があるので、多摩市の場合、そういった問題が地域で発議されるかといったことがある。また、住民投票をするというのは、どっちの意見が多いかを知りたいからであり、それならば広く設定した方がよいと考える。本当の利害関係者だけでやるのは良くない、周辺の関りがある人々も入れる必要がある。市域が狭い多摩市の場合、そこまでする必要はないのではないか。今委員のおっしゃることもわかるが。

委員 現実としては難しいと思うが、発想としてそういった考え方もあり得ると思っただけである。

委員長 そろそろ所定の時間となる。今回は、色々活発な意見が出てよかった。こういった多様な意見を論点としてまとめて、最初に申し上げたように、自治推進委員会としての立場できちんとした方向性を決めるか、あるいは合意が取れない場合には、要論併記にするかどうかを含めて考えていきたい。また、その中で市長の意見を聴いてみたいなど、ぜひ忌憚のない意見を言っていただきたい。また、本日の意見は、事務局でまとめていただき、次回確認する。それに関して、事務局にはもう少し早く資料等をいただければ有難い。

事務局 資料については、遅くなったことをお詫び申し上げます。ご不安・ご不満な点は、ぜひ意見をいただきたい。市長の意見を聴きたいというのがあったが、皆さんのご要望があれば、日程を調整する。

委員長 委員の方々次第だが、堅苦しいものはやりたくない。懇談会的なものが良い。その中では事務局も意見を言ってほしい。個人的な意見として参考にしたい。

事務局 5月、または6月の委員会で調整する。市長との懇親会という形で行う。

委員長 次回は、スケジュールに従って進めていく。

事務局 前回の要点記録については、事前にメールでお渡ししているが、追加で修正点等なければ確定し、公開の手続きに入る。修正がないということで、確定し公開する。次回の日程は、5月24日木曜日の日程で確定する。

委員長 内容はどんなものになるか。

事務局 成立要件等の細かいルールになる。次々回は、第4週の6月21日木曜日としたい。

委員長 それでは、これにて第10回自治推進委員会を閉会する。